

# 充てん作業者講習【座学】

1、対象：民生用バルクローリ(充てん設備)により、LPガスのバルク供給設備への充てん等の作業を行いたい方(液石法第37条の5第4項)

2、日程・内容等

受付は8時45分より、講習・検定時間は下記の通り。(昼食休憩を含む)  
内容は液石法令、充てんの基礎知識、バルク供給設備の知識と管理等

	講習・検定年月日	会場	申込期間
座学	23年7月21日(木) 9:00～17:30 7月22日(金) 9:00～16:00	岐阜県LPG会館 岐阜市藪田南5-11-11 TEL058-274-7131	5月20日(金) ～7月13日(水)
筆記試験	7月22日(金) 16:00～17:30		

\*「高圧ガス製造保安責任者免状」を所持し、移動式製造設備(LP)の業務に1年以上の経験がある方は講習初日の午前の講義が受講免除されます。又、筆記試験合格後、別に行う「充てん作業者講習(実習)」を受ける必要がありません。※申込書の科目免除証明欄に事業所の経験証明を記載の上、科目免除欄の「有」に○を付けて申込み下さい。

\*上記に該当しない方は、筆記試験合格後に「充てん作業者講習(実習)」を受講する必要があります。※申込書の科目免除欄「無」に○を付けて申込み下さい。

3、受講料

免除あり	免除なし
10,200円	13,500円

4、テキスト 「充てん作業者講習テキスト」23年版：2,000円  
「液化石油ガス法規集」(29次)：3,500円

5、備考

1)筆記試験の合格者には次の証書が交付されます。

\*「免除なし」の方：「充てん作業者講習修了試験合格証明書」

\*「免除あり」の方：「充てん作業者講習修了証」(※実習は免除)

2)充てん作業者講習(実習)は筆記試験合格後、別途申込みが必要です。

3)顔写真を受講票に貼り付けて申込み下さい。

4)2日目の講習終了後に筆記試験を行いますので、事前にテキストを購入頂き、予習されておくことをお勧めします。

\*講習は原則1時間以上遅刻されると欠席扱いになります。

\*途中退席も欠席扱いになりますのでご注意ください。

\*試験は講習日程を全て受講された方にのみ受験資格があります。

## 申込方法

1 申込書(受講票)をコピーし、必要事項を記載して下さい。

2 申請手続きは、次の何れかの方法により行って下さい。

※講習当日の申込は出来ません。必ず所定の申込期間内に申請を行って下さい。

◇受講料を添えて申込書(受講票)と共に直接協会窓口へ届け出る。

◇振込により受講料を納付する。

①受講料・テキスト代等の合計金額を次の振込先に入金して下さい。

※振込手数料(払込手数料)は、そちらで負担して下さい。

振込先	十六銀行 県庁支店
	普通預金 0312886
口座名義	(社)岐阜県エルピーガス協会 教育

②振込完了後、講習申込振込明細に必要事項を記入の上、申込書(受講票)と併せてお送り下さい。

◇現金書留にて受講料を納付する。

- ①受講料と申込書(受講票)を併せてお送り下さい。
- ②事前にテキストの購入を希望される方は、メモ書きにテキスト類の名称と金額を記載の上、代金と併せてお送り下さい。

※振込又は現金書留にてテキスト類をご注文頂いた場合、これらの送料は着払いになります。

※尚、テキスト類は講習当日も販売致します。

〈申込先〉

高圧ガス保安協会 岐阜県液化石油ガス教育事務所  
〒500-8384 岐阜市藪田南5-11-11 (社)岐阜県エルピーガス協会内

- 3 申込みをされた方には受講票と領収証(※振込をされた方は除く)をお渡し致します。  
※受講票は講習当日受付に提示して下さい。
- 4 受講料について、受講票を発送した後は原則返還致しません。

#### ■個人情報の取扱いについて

「高圧ガス保安協会(KHK)」及び「岐阜県液化石油ガス教育事務所」(以下KHK等とする)は、申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

◇KHK等は、申込みの際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は受付・採点・合否通知発送のために使用する他、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。

◇KHK等は、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHK又は岐阜県液化石油ガス教育事務所の適正な監督の下に委託業務を実施します。

◇KHK等は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。但し、法令により開示しなければならない場合を除きます。

◇KHK等は、個人情報に関する適正な維持・管理に努めます。